

平成 27 年度第 2 回長久手市指定管理者選定委員会 議事録要旨

平成 27 年 10 月 1 日（木）

■委員の過半数により会議が成立していることの確認・委員長あいさつ 13：30

■委員会が非公開であることについての確認

■選定の流れについて説明（財政課）

【選定 1 件目】 13：40～

●長久手市高齢者生きがいセンターの指定管理（平成 28～32 年度・5 年間）

（長寿課入室 施設概要・指定期間・任意指定とした理由の説明）～13：45

委員：毎年度の指定管理料はどのように決めているのか。内訳を教えてください。

長寿課：光熱水費、修繕料、消耗品費等については、過去 3 年間の実績平均を採用している。人件費については、作業所の嘱託員 2 人分の費用である。清掃等の業務は他の業者へ委託しているため、委託費の見積額を計上している。

委員：実績を採用しているとは、使った分だけ上乗せされるということか。

長寿課：必ずしもそうではない。例えば、平成 25 年度まで施設内にあった「つばさ作業所」が福祉の家へ移動したので、その分の光熱水費の変動は考慮するなどしている。

委員：安易に実績のみを採用するのでなく、可能な限り精査するようお願いする。

委員：5 年という中期的なスパンの中で、管理費が収支計画書に示す予算よりも少なくてすむこととなった場合の対応については、どのように考えているか。

長寿課：実際は各年度で予算要求をさせて査定しているので、年度ごとに精査している。

委員：余剰が出た場合にどうするかということを、よく考えておくべきである。予算を目一杯使ってよいということであれば、問題である。

委員：担当課として、指定管理者に対してどのような指導等を実施したか。具体的な事例を教えてください。

長寿課：毎月開催している定例会議や月例報告書を受理した際など、問題があれば個別に指示している。具体的な事例としては、「つばさ作業所」の跡地の利用方法について、サロンや交流の場などにしてほしいと伝え、具体的な事業を提案させた。

～14：15

（申請者長久手市シルバー人材センター入室 抱負・アピール）～14：20

委員：建物全体が「シルバー人材センターの事務所」のように見えてしまう。会員など関係者以外にどのくらいの利用者がいるのか、割合を把握しているか。会員数 400 人程度に対し、市内には 60 歳以上の高齢者は 10,000 人ほどいるが。

申請者：事務所が 1 階の入口付近にあるからだと思うが、2 階の会議室は一般利用のための貸室なので、会員等は基本的に使用していない。

委員：「高齢者生きがいセンターとしての指定管理事業」と「シルバー人材センターとしての事業」が混同していないか。

申請者：施設の設置目的とシルバー人材センターの事業目的が合致しているためそう見えるのだが、シルバー人材センターの自主事業（食事処や交流スペースなどの運営）としての対

象は高齢者に限らず、広く一般の人にも含まれる。

委 員: 広く一般の人が対象と言うが、実際に、例えば子供などが利用することはあるか。また、自主事業を実施することで、得られる効果は何か。

申請者: 隣の市役所西庁舎 1 階にある子育て支援センターに来る子供や親子が、食事処などを利用することが実際にある。食事処の目的は、利用者から得た収益により配分金（会員へ支払う賃金）を賄うことで、高齢者の就労支援に資するというものである。

委 員: 自主事業の収入は、指定管理業務の収支に計上されているのか。

申請者: シルバー人材センターの正味財産増減計算書の中に配分金として計上している。事業収入を上げるために行っているものではなく、高齢者の就業促進策の一つとして行っているので、シルバー人材センター全体の会計の中で処理している。施設の設置目的にも合致する事業である。

委 員: リピーターの存在など、利用者の固定化の実態はあるか。新規利用者の割合はどの程度か。

申請者: 会議室の利用者については、固定化されているのが現状である。新規利用者の拡充についても、今後検討していきたい。

委 員: 貸室の受付方法について、窓口で先着順としているが、受付期間を設けて抽選としたり、電話、FAX、インターネットなどを活用したりするなどの方法は考えていないか。

申請者: 利用者は高齢者であり、パソコンを持っていない、持っていてあまり使えない人も多い。実際、利用している 11 団体中 9 団体は活用できないというアンケート結果が出ている。電話や FAX の活用や抽選に関しても、もし実施するとなれば、今まで利用していた団体の利用への影響もあり、その点も考慮しつつ検討していかなければならない。

委 員: 一定の団体のみが利用しているような印象を受ける。もっと施設の存在をアピールして他の利用者を増やしてはどうか。今は高齢者でもパソコンを大いに活用できる人が増えてきており、そういった人たちも取り入れることで、施設の雰囲気も変えていけると思うので、検討してほしい。

委 員: ただ、既存の利用とのバランスもあるので、難しい課題ではあるだろう。～14 : 45
(申請者退室 長寿課へ委員から再度質疑応答)

委 員: 高齢者生きがいセンターの指定管理事業とシルバー人材センターの事業とがイコールに見えてしまう。たまたま目的が合致しているが、両者は異なる事業であるから、整理したほうがよいだろう。シルバー人材センターの事業としても施設を使って実施していることについては、どう考えているか。

長寿課: 事務室の利用については、行政財産目的外使用として市が許可している。市の補助団体であるため、その使用料は無料である。

委 員: 市や担当課から、団体に対してこれからもっと様々な指示をしていくべきである。会員数は増えているといっても 400 人、市内 60 歳以上の高齢者数 10,000 人と比べれば、まだまだこれからである。指示をするためには、対象をしっかりと評価すべきだ。～15 : 00
(採点・集計結果の報告・指定管理者候補者の決定) ～15 : 15

指定管理者候補者 … 長久手市シルバー人材センター 68.86 点/100 点

【選定 2 件目】 15 : 15～

●長久手市福祉の家デイサービスセンターの指定管理（平成 28～30 年度・3 年間）

（長寿課から施設概要・指定期間の説明）～15 : 25

委員:公募をしたのに申請者が 1 者しかいなかったことについて、どう考えているか。

長寿課:今回の募集対象としては市内の通所介護事業所としたが、市内のデイサービスセンターの稼働率は 70%ほどであり、事業の拡大が難しいという事情は考えられる。また、募集期間が短くなってしまったこともある。

委員:市内の対象者（介護保険認定者数）約 1,000 人に対し、受入れ可能人数を 15 人と設定していることについては妥当なのか、担当課としてはどのように考えているか。

長寿課:3 年ごとに市の介護保険事業計画を見直しているが、デイサービスの需要見込みも含めて検証している。定員や事業所数などの数値について、現状で問題ないと判断している。

委員:当該施設では、デイサービスの待機者はどのくらいいるのか。

長寿課:現状稼働率は 100%であるが、待機者も特にいない。

委員:近年、デイサービスの事業所は稼働率が減少傾向にあるが、そのような心配はないか。利用者が他の事業所に移って行ってしまう懸念はないか。

長寿課:現状では定員分のニーズがある。利用者からの紹介制度の拡充も現在検討している。

委員:公共性を活かした、他の事業所とは違う独自の施策等があれば、教えてほしい。

長寿課:障がい者を対象としたデイサービスを土曜日限定で行っている。平成 28 年度からは、これを平日にも拡大し、全体の定員も 18 人に増やす予定である。市の福祉施設内ということで、福祉関係のボランティアとの交流も図ることができる点や、入浴施設として温泉を利用できる点が魅力である。

委員:営業日が福祉の家開館日に準じていると思われるが、福祉の家が休みとなる月曜日や年末年始についても、利用できるよう検討してもよいかもしれない。～15 : 50

（申請者長久手市社会福祉協議会入室 抱負・アピール）～16 : 00

委員:利用者には重度の要介護者と軽度の要介護者が含まれると思うが、両者に対しそれぞれ適切な対応ができているか。比較的軽度の方については、ある程度のサービス需要も存在すると思われるが。

申請者:重度の方にはあまり無理をさせないように配慮している。軽度の方には無理のない範囲でできるだけ筋力が衰えないよう体を動かしてもらうことなど心がけており、具体的には、脳トレや、看護師による 1 日 4 回のリハビリ体操などを実施している。また、広い施設内を歩き回ってもらっている。今後更なるリハビリメニューについても検討していきたい。

委員:指定管理事業で出た利益については、どこへどのように還元しているか。

申請者:社会福祉協議会として、地域社会の福祉に還元させている。

委員:社会福祉協議会全体の利益ではなく指定管理事業で出た利益なのだから、例えばトレーニングマシンなどの購入等、指定管理事業としてデイサービス利用者に還元させるべきである。

委員:過年度及び現年度の収支の状況を説明してほしい。

申請者:平成 26 年度は約 290 万円の利益が出た。今年度の収支は 0 となる見込みである。団体の事業全体の中でも、この事業に関しては、収支の状況は良好である。

委員:避難訓練などは実施しているか。施設に初めて来る利用者に対しても、災害時対応等の配慮はなされているか。

申請者:消防職員を招いて福祉の家全体で年 2 回行われている避難訓練に参加している。デイサービスセンターは福祉の家館内出入口付近に位置しているため、初めて来る人についても問題なく避難経路を確認できるだろう。また、職員全員を対象とした AED 講習も毎年実施している。

委員:事業計画書に記載されている各項目について、具体的にどんなことをしていくつもりなのかは全く読み取れない。申請者のホームページも見たが、平成 26 年度からの 5 年計画に関しても、具体的にどんなことをやってきたかが分からなかった。社会福祉協議会全体の事業の中で、デイサービス事業がどんな位置づけであるかも不明瞭である。これらのことを、もっとよく検証し、具体的に示すべきである。

委員:事業に対し、しっかりと自己点検・評価をし、必要があれば適宜見直していくことが大切である。～16:20

(申請者退室 長寿課へ委員から再度質疑応答)

委員:事業計画や申請書全般について、具体的に何をやるのか示させるよう申請者によく指導してほしい。そのためにも、しっかりと担当課で申請者を評価し、検証してほしい。

委員:軽度の要介護者のニーズへの申請者の対応については、どの事業所でもやっている一般的、従来のなものばかりであり、具体的な施策についての発言としては乏しいと感じた。利用者がもっと楽しめるようなアクティブな施策も検討してみてもどうか。

委員:市内限定で地域密着型としているだろうが、定員割れの心配もあるので、その点についても検証してみてもよいかもしれない。～16:25

(採点・集計結果の報告・指定管理者候補者の決定) ～16:45

指定管理者候補者 … 長久手市社会福祉協議会 71.11 点/100 点

(休憩 5 分 長寿課解散)

【選定 3 件目】 16:50～

●長久手市都市公園の指定管理（平成 28～31 年度・4 年間）

(都市計画課入室 施設概要・指定期間の説明) ～16:55

委員:前回の選定では申請者 2 者が提示する指定管理料に 1,000 万円ほどの開きがあった。一方の申請書には収支計画の内訳が添付されていなかったこともあり、指定管理料の提示額について委員会で判断ができず、後日継続審議となった経緯がある。前回から担当課が変わっているようだが、そのあたりの経緯を把握した上、今回の申請者の提示額の妥当性について担当課として適切に判断しているか。

都市計画課:担当が前回の産業緑地課から都市計画課に変わったが、前回の議事は把握している。当該業務について、仮に土木工事発注の歩掛りで試算すると約 9,000 万円と、今回の

申請者の提示額の約2倍になる。申請者の企業努力もあり愛知県の示す基準単価よりも安価な単価を採用して積算しており、今回の提示額についても担当課としては妥当と考えている。なお、平成26年度は93万円の赤字となっているが、これは当初300万円を計上していた修繕料が、多くの修繕を要し実際には600万円程度かかったためである。ただし、1件30万円以下の修繕については、指定管理者の負担で実施することとなっており、当初の予定を超えた部分については、指定管理者の企業努力で対応している。実績の面からも適切に管理できる額であると確認している。

委員:当事業を指定管理の形態で行うデメリットについて、どのように把握しているか。

都市計画課:申請者は市内造園業者6者で構成される団体であるから、報告書類等、資料のとりまとめに時間を要してしまうことが挙げられる。苦情対応の際には、まず代表者が受け、そこから公園ごとに担当業者へ連絡することとなっており、幾分のタイムラグが生じてしまうということもあるだろう。また、剪定作業等の出来ばえに業者間で差があるというのも実情であるが、このことについては、業者間、事務局代表者間で一堂に会し全体会議を行い、連携を密にし、技術の平準化に努めたいと考えている。

委員:そういった検討課題への対応なども、計画や申請書に盛り込むよう指導するとよい。

委員:中央1号公園については平成27年度中に管理を開始する予定とあるが、どこにある公園で、また、具体的にいつから開始するのか。

都市計画課:リニモの古戦場公園駅北側、大久手橋のあたりに新設した公園で、平成27年7月から共用を開始した。当公園の管理費を含めて、今年度中に協定額を変更する予定である。

～17:05

(申請者長久手緑化事業協力会入室 抱負・アピール) ～17:15

委員:苦情処理の際などの連絡体制が分かりにくいので、もっと明瞭にして申請書を提出してほしい。6業者間の横の連携などは取れているのか。

申請者:苦情等の連絡先は、各公園に代表者の連絡先を明記している。まず、代表者に連絡が入ることとなっており、そこから各公園の担当業者へ振り分けている。一連の苦情処理対応等については、月1回の定例会議でとりまとめて市に報告している。

委員:公園の広範囲を使ってスポーツ、例えばグランドゴルフなどをすることについては、制度上問題ないか。

申請者:スポーツをすること自体は問題ない。ただし、市の許可なく一部利用者が公園全体を占有することはできない。利用時は他の利用者に配慮して、譲り合って使ってもらいたい。

委員:他の利用者がいて使いたくても使えない人がいたら、どのような対応をするのか。

申請者:今回の申請のため公園の利用状況を調査したが、実際に野球やサッカーが行われている公園がいくつもあった。小規模の公園では、それらが行われていて小さい子供たちが遊べないことがありうる。そのときは、みんなが使えるよう配慮してほしいと利用者に話をし、もし全体を利用したければ、市の許可を受けてほしいと伝えている。ただ、行為を禁止することはできないので、判断に迷う場合などは、市に相談することになっている。

委員:杵ヶ池公園などで夜間にロケット花火を打ち上げる者がおり、かなりうるさいということが何回かあった。そのような苦情は、どこに入っているのか。

都市計画課:都市公園 40 施設については、そのような苦情は都市計画課に入る。なお、杣ヶ池公園及び古戦場公園は、当指定管理の対象ではなく生涯学習課の担当であり、苦情はそこに入る。この2つの公園は、園内施設に職員等が常駐することもあり、管理上施設担当課で対応することになっている。

委員:当指定管理業務は、植栽の管理等に限らず、施設管理全般を対象としているという認識でよいか。

都市計画課:見込みのとおりである。園内のトイレ等の清掃も含まれるし、平等利用の確保の点から利用者へ注意喚起することなどについても対象業務である。ただし、公園の使用許可については根本的には市が行うこととなっているので、指定管理者としては例えば、明示されたルールに基づいて利用者に注意喚起するということが業務であると考えている。

委員:そのようなことについては、指定管理者は理解しているか。

申請者:理解している。

委員:苦情等処理体制について、どんな場合は苦情がどこに入りそこからどのように連絡し対応するかなど、より具体化したものを整備しておくべきである。電話以外にも FAX、Eメール、SNS などの手段を活用（するよう明記）するのもよいだろう。

委員:協会内で最新技術の講習会を開催しているとあるが、内容について教えてほしい。

申請者:当協会内には造園技能士、造園施工監理技士、樹木医等様々な資格を持つ者が複数人おり、それぞれの専門的なノウハウや施工時の安全教育などについて他者と共有している。

委員:そういった内容も、申請書の人材育成計画に具体的に書いておくとうアピールになる。

委員:申請書記載の施工実績は協会としての実績か、各業者のそれぞれの実績か。

申請者:実績は各業者のものを添付している。～17:35

(申請者退室 都市計画課への再質問なし)

(採点・集計結果の報告・指定管理者候補者の決定) ～17:55

指定管理者候補者 … 長久手緑化事業協力会 74.99 点/100 点

(都市計画課解散)

■事務局からの連絡事項

■総務部長お礼・解散 18:00